

1898（明治31）年韓国船遭難事件についての一考察

山崎佳子

はじめに

明治31（1898）年4月、釜山から鬱陵島へ向かっていた韓国船が日本海で遭難し、漂流していた韓国人46人が通りかかったロシア船に救助され、翌5月、長崎を経由して釜山に送還されるという事件が起こった。遭難地点は、外務省記録によれば「韓国松島沖」、とされている。これを基に、「報告の記述に従えば竹島/独島のことを指しているのが明らかである」とし、さらに「したがってこのときまでも松島（竹島/独島）は日本の版図外であった¹。」という主張が行われる。しかし、19世紀末の明治政府が「松島」を主に鬱陵島の呼称として公的に使用していたことを鑑みると、遭難地点の「松島」を竹島/独島と断定することには疑問がある。そこで、本稿ではこれまであまり研究の対象とならなかったロシアの資料を含め、この明治期の「松島」をどの島に比定するかという点と、当時の関係各国の「松島」認識、それに付随する竹島問題に関わるいくつかの点について、資料に基づいて検討・考察したい。

（1）韓国船遭難事件発生地点は「韓国松島」「日本맛주시마(マツシマ)」

本件に関し、池内敏は外務省外交史料館に残された漂流民救助についての日本外務省史料²を紹介し、遭難現場である「韓国松島」について、「釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途 風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中」と、「平海鬱陵島」と「韓国松島」の二島が存在するかのように表記されていたためであろうか、現竹島であると断定した³。また、朴炳涉（半月城）も「ここで「韓国松島沖」の位置ですが、釜山と鬱陵島とを結ぶ航路において遭難しそうな「松島沖」は、現在の竹島＝独島以外には考えられません。（中略）したがって外務省の公文書に書かれた「韓国松島」は現在の竹島＝独島をさすと見て差しつかえありません。池内教授もそのような見方でした。」と池内を支持している⁴。さらに内藤正中もこの「韓国松島」を現竹島とし、明治政府が竹島を韓国領と認識していた証拠だとした⁵。

これに対し、船杉力修は、『旧韓国外交文書』に収録された本件遭難事件に関する韓露間の外交文書⁶を紹介し、「露韓両国の外交文書で記された「マツシマ」は現在の竹島ではなく、鬱陵島のことだった」と反論した⁷。

このように、「松島/マツシマ」という名称の島の沖で救助されたことは一致しているが、その島を鬱陵島と現竹島のどちらに比定するかが問題である。ここで明治期の「松島」を語るうえで注意を払うべき点は、鬱陵島と現竹島に関する島名の変遷の歴史と実際の地理的認識である。慶応3（1867）年製の勝海舟『大日本国沿海略図』にみられるように、西洋地図を参照し始めた日本人は、誤記載された本来存在しないアルゴノート島を「竹島」、江戸時代に竹島と呼んでいた鬱陵島を「松島」、松島と呼んでいた現竹島を「りゃんこ島」などとそれぞれ呼び始めた。この島名の混乱がしば

¹ 池内敏「近世日本の西北境界」『史林』90巻1号、2007年、146頁

² 外務省『困難船及漂流民救助雑件』韓国之部 第八巻

³ 池内 前掲論文（注1）、146頁

⁴ 朴炳涉「「韓国松島沖」での漂流救助」、半月城通信 No. 128、2007年8月

⁵ 2007年11月、東京大学東洋文化研究所主催のシンポジウムでの見解

⁶ 高麗大学校亜細亜問題研究所『旧韓国外交文書』17巻ロシア編、1969年

⁷ 船杉力修「「旧韓国外交文書」にみる松島」Web竹島問題研究所 2007年9月28日

らく続く様子は、外務省の北澤正誠『竹島考証』と『竹島版図所属考』（明治14年）に収録された文書等に見てとれるが、北澤は其中で明治13（1880）年の天城艦による測量結果⁸を踏まえ、当時開墾論議の対象となっていた「松島」を鬱陵島と結論づけた。

このように、「松島」の呼称は江戸期の現竹島という認識から徐々に変化して1898年当時の日本では主に鬱陵島を指しており、明治以降の史料に見る「松島」を論ずる場合には、当然そうした歴史的経緯に十分留意したうえで判断せねばならない。

では、一方の韓国側の史料のロシア語文書には実際どう書かれているのかを、次に検討する。

（2）韓国人が救助されたのは、ダジェレー＝鬱陵島

『旧韓国外交文書』は、ソウル国立大学奎章閣に保管されている大韓帝国時代の外交文書の綴りを、1965年から1973年にかけて韓国・高麗大学校亜細亜問題研究所の旧韓国外交文書編纂委員会が編さんし、高麗大学校出版部が刊行したものである。全22巻のうち第17・18巻が俄案、つまりロシアとの外交書簡集となっており、第17巻に1882年5月から1898年12月の記録が収録され、本遭難事件についての一連の外交書簡が含まれている。

まず、「1031. ロシア商船、鬱陵島近方で韓国人46名の救助事実通告」（以下“1031号文書”等とする。この番号と表題は原文書の番号ではなく、編者である高麗大学校亜細亜問題研究所旧韓国外交文書編纂委員会が付けたもの。）と題された文書を検討する⁹。この中で、4月29日、在韓国ロシア公使館が韓国外部（外務省のこと）宛に、ロシアの商船が「マツシマ」沖で沈没船の韓国人を救助した事実を通告したことが記されている。このロシア語の原文に韓国外部が漢訳したものを記載しているが、「マツシマ島」とのみ書かれた島名を漢訳では「日本맛주시마（マツシマ）島」と、原文にない「日本」を島名に冠している。

1031.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

№25

ソウル 1898年4月17/29日

大韓帝国外務大臣殿

旅順港から海軍将官ドゥバーソフの次のような電報を皇帝陛下にお伝えになるよう、閣下にお願ひします。

ロシア義勇艦隊の汽船「ペテルブルグ号」はウラジオストクから旅順港へ向かう途中、マツシマ島の近くで嵐によって沈没した韓国のジャンク船に出会い、そこから男性31人、女性3人、子供8人を救助しました。また積荷の一部も回収できました。彼らは長崎に運ばれてから、プサンに渡るでしょう。

公使代理：

⁸ 『水路雑誌』第41号（1883年）は「鬱陵島（一名松島）該島は我隠岐を距る北西四分の三、西約一百四十里、朝鮮江原道海岸を距る約八十里、洋中に孤立し全島嵯峨たる円錐形の丘陵集合して、樹木之を蔽う。而して其中心北緯三十七度二十二分、東経一百三十度五十七分、露測に據る。」と報告している。（34頁）

⁹ 高麗大学校亜細亜問題研究所 前掲書（注6）、547頁

翌4月30日、韓国外部大臣がロシア公使マチューニンへ謝礼を照覆し(1032号文書)、5月2日、韓国外部大臣はロシア公使あてに再度謝礼の文書を送る(1033号文書)¹⁰。それに対して5月5日、ロシア側は太平洋艦隊司令長官ドゥバーソフへ救助に対する韓国政府の謝意を伝達した事を伝える(1048号文書)¹¹。(なお、原資料には旧暦と新暦が併記されているが、新暦で叙述する。)

1048.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

№29

ソウル 1898年4月23/5月5日

大韓帝国外務大臣殿

外務大臣殿からの旧暦5月2日付け通牒を踏まえて、閣下のお願いに応じて、海軍将官ドゥバーソフ宛てにしかるべき電報を送信したことをお伝えします。

公使代理：

5月17日、ロシアから韓国側へ名簿が伝達(1072号文書)され、その中で、先に「マツシマ」となっていた島名が鬱陵島の西洋名である「ダジェレ」と書き改められ、漢訳は、「다서렛다(タシヨレッタ)」としている¹²。

1072.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

№100

ソウル 1898年5月5/17日

大韓帝国外務大臣殿

私からの今年4月17/29日付け通牒第25号を補足する形で、ダジェレー付近で溺死しそうであった、ロシア義勇艦隊の汽船「ペテルブルグ号」によって救助された韓国人の名簿を、当通牒の裏面に載せて、閣下に送付します。

公使代理：

裏面

ダジェレー付近で救助された韓国人の名簿

(訳注：以下、男性30人、妻7名、男子6名、女子2名の計45名の名前が書かれてい

¹⁰ 同上、547-548頁

¹¹ 同上、555-556頁

¹² 同上、573-575頁。なお遭難者男性30人計45名のロシア語リストがあるが、韓国外部による漢訳では男性31人計46名となっている。日本側の史料では名簿上は46名、文中では主に45名となっている。

る)

5月23日、大韓帝国外務大臣からロシア公使マチューニンへ、遭難韓国人の名簿送付に対する謝礼と当時の状況詳示要望が出され、遭難の状況、地名・人名の詳細を教示するよう求める(1082号文書)¹³。5月28日、遭難韓国人の当時の状況詳示依頼に対する照覆にて、リストはロシア語のみであり、かつ既に伝達している旨を伝える(1091号文書)¹⁴。

1091.

外務省、
在韓国ロシア帝国公使館

№122

ソウル 1898年5月16/28日

大韓帝国外務大臣殿

残念ながら、閣下の通牒第39号に述べられたご希望を満たすことができません。ロシアの汽船「ペテルブルグ号」によって救助された韓国人の名簿は船長によってロシア語で作成され、韓国語への翻訳はありません。この名簿の正確な写しはすでに今年5月5/17日付け通牒第100号とともに閣下にお伝えしてあります。

公使代理：

以上、韓国側史料のうち、主にロシア語文書をもとに韓国船遭難・救助事件の経緯を検討した。問題の「マツシマ」については、1072号文書において「沈没し、Дажелет (ダジェレ) 付近で義勇艦隊の汽船“ペテルブルグ号”によって救助された韓国人」とされ、翻刻した高麗大学も「露商船が鬱陵島近方にて韓人46名を救助した事実の通告」と標題を付けている事から、ロシア船が難破した韓国人一行を救助した場所は、現竹島沖ではなく、鬱陵島/ダジュレー島沖と考えるのが妥当である。

(3) 鬱陵島を「Мацүшима(マツシマ)/Matsushima」としたロシア帝国並びに西洋列強の認識

鬱陵島を「Matsushima(松島)」とする認識は、シーボルトの『日本図』(1840年)が、実在しないアルゴノート島(東経129度50分)を竹島とし、東経130度56分の鬱陵島(ダジュレー島)を松島としたことに由来する。1855年頃から鬱陵島の別名として、「Dagelet (ダジュレー)」とともに西洋の間で広く使用されており、救助した側のロシア製1882年版の海図「朝鮮東海岸図」においても、鬱陵島は、「Matsu-shima」と明記されている¹⁵。韓国人を救助したロシア商船ペテルブルグ号が本国並びに日本外務省に連絡する際に参照すると考えられるのは海図であり、これら当時のロシア製の海図で鬱陵島が「Matsu-shima」、また現竹島は「Оливуца(オリヴツァ)&Менелай(メネライ)」と表記されていたことから、本件におけるロシア側文書中の「Мацүшима(マツシマ)」

¹³ 同上、582頁

¹⁴ 同上、588頁

¹⁵ 李鎮明『独島—地理上の再発見—』(韓国語)2005年、268頁。(ロシア(キリル)文字表記の可能性もある。)

が鬱陵島ではなく現竹島であった可能性はまず無い。海図以外でも、ロシア大蔵省の『韓国誌』(1900年)に、鬱陵島は「Уль-нынъ-до (ウルルンド)/Мацүшима (マツシマ)/Дажелеть (ダジュレート)」、その付属島は「Ос Вусоль (ブツソール岩島)」(注：竹嶼 (韓国名竹島) のこと) として地理の項に¹⁶、加えて巻末の付属図「韓国図」にも明記されている。(なお、本書の「朝鮮国の位置及び面積」の項において、「(朝鮮国の) 最東の地点はダジェレット島で、グリニッジ子午線を基準とすれば東経 130 度 54 分である」とし¹⁷、付図や江原道の項にも竹島に関する記述が見られないことから、1900年当時のロシア帝国政府の認識において現竹島は明らかに韓国の版図外とされていたことが分かる。)

さらに、ロシアのみならずアメリカ、イギリス、ドイツなど主要国作成の 19 世紀後半の海図や水路誌、地図、地誌等においても、「鬱陵島」という韓国語の名称より、「Dagelet (ダジュレー島)/Matsushima (松島)」と記載されることが多い。例を挙げると、先に述べたシーボルトの日本図を始め、ペリー提督『日本遠征記』の折り込み地図 (1855 年) に「Dagelet or Matsusima」、1863 年の英国製海図に「Matu sima (Dagelet I.)」などと表記され、また 1894 年の英国海軍水路誌『China Sea Directory』にも、日本海 (JAPAN SEA) に浮かぶ島嶼のうち注意を必要とするものとして、Liancourt rocks に続いて「Matsu sima (Dagelet island)」を挙げ、さらにその付属図に鬱陵島を「Matsu sima」と記載している。また、ドイツのシュティーラー地図¹⁸では「Matsu sima」あるいは「Matsu sima (Dagelet I.)」、アンドレ『Allgemeiner Handatlas』(1893 年)では「Matsu sima」と表記された。ただし 19 世紀後半、開国前の朝鮮に多くの宣教師を派遣して朝鮮の事情に通じていたフランスは例外で、1890 年代までその朝鮮図の多くが鬱陵島を「Oul-rang to」、東岸の于山島を「Ou-san」等とするが、その于山島は明らかに朝鮮の古地図にある于山島で、その位置を見ると竹嶼 (韓国名竹島) であり、朝鮮図以外でも現竹島を韓国領と明記したものはない。その後フランス製の地図においても、鬱陵島を「Is. Dagelet (Matsou Sima) (Jap.)」、現竹島を「Is. Liancourt ou Hornet (Jap.)」としたシュレーダー (F. Schrader) の『Atlas de géographie moderne』の挿図「Chine Orientale- Corée- Japon」(1894 年) のように、1890 年代を境に次第に鬱陵島の「Matsushima」表記が増加してくる。

なお、1880 年から 1905 年までに作成された民間を含む西洋地図について、現在までに筆者の調べたところでは、その過半数は Dagelet/Matsushima (鬱陵島) と Liancourt Rocks/Hornet Rocks (現竹島) を日本領としており、1/3 強は両島の所属が不明であった。残りの鬱陵島を韓国領とするものは僅かで、現竹島を韓国領とするものは管見の限り皆無であった。(なお、韓国側が現竹島を「I: Ouen-San」つまり于山島と表記して韓国領としたものと主張するフランス日刊紙 Le Petit Journal の地図『Carte de la Corée du Japon et de la Chine Oriental』(1894 年) については、その経緯度

¹⁶ ロシア大蔵省『韓国誌』1900年、142-143頁。(本書は『国訳 韓国誌』(1894)として韓国精神文化研究院から韓国語訳が出版されている。)

¹⁷ 同上、142-143頁。

¹⁸ "Ost-China, Korea und Japan" (1891)等。A. Stieler が 1817 年に刊行を開始し、改訂を重ねて 20 世紀中頃まで出版された当時のドイツを代表する世界地図帳「Hand-Atlas」のうちの東アジア図。第 5 版 (1868-1874) 以降韓国の保護国化までに出版されたこれらの地図では、鬱陵島を主に Matsu sima (Dagelet I.) と表記。さらに鬱陵島と韓国の間には国境線が引かれ、鬱陵島と竹島が日本と同じ色で塗られている。竹島資料室の調査では、1870-1899 年の間に作成された 14 枚で、竹島が日本領とされていた。1875 年版の地図は、『竹島考証』「第十二号 松島之議二」の中で外務省記録局長の渡邊洪基が引用している。なお渡邊は「第十一号 松島之議一」で、「此「ホルネツトロックス」ノ我國ニ屬スルハ各國ノ地圖皆然リ」と、Hornet Rocks (現竹島の別名) が日本領であるとの見解を述べている。

から該島は鬱陵島で、現竹島は無記載である。さらに、韓国領の範囲が示されない以上、日本の沿岸に沿って描かれた線の範囲外だからと言って、その広大な日本海の海域すべてを韓国領とみなすことはできない¹⁹。）

(4)「Мацүшима(マツシマ)」を「日本맛주시마(マツシマ)」と翻訳した大韓帝国の認識

問題の「松島」が鬱陵島であることは判明したものの、大韓帝国政府外部文書からは鬱陵島の島名に関する混乱が窺える。

もともと、朝鮮側にも日本の「松島」(鬱陵島)という呼称は伝わっていた。1882年5月に王命により鬱陵島を調査した李奎遠の報告には、現在の道洞で遭遇した日本人達から日本では鬱陵島を松島と呼んで地図に記しており、また「大日本國松島」という標識があることを知らされ、李が実際現場へ行って確認したことが記録されている²⁰。また戦後の韓国政府も「松島」の呼称を承知しており、1950年代の外務部の冊子には「(明治維新以降)日本人は再び鬱陵島に進出し、鬱陵島を松島と変称し」と、明治期に日本人が鬱陵島を松島と呼ぶようになったことを記している²¹。

例えば1031号文書においてロシア側公文書で「Мацүшима(マツシマ)」附近で、大韓人船を救助。」とあるが、大韓帝国の漢訳では「日本맛주시마(マツシマ)島」と「マツシマ」に「日本」をつけ加えている。一方1072号文書の漢訳では、ロシア文字の「ダジェレー」が、そのままハングルで다셔렛다(タショレッタ=ダジェレー)と表記されている。ところが、既に「Мацүшима(マツシマ)」や「Дажелет(ダジェレ)」の名で公文書を交換しているにもかかわらず、韓国外部は遭難救助当時の状況詳示をロシア側に要望、遭難の状況、地名・人名の詳細を教示するよう求める(1082号文書)。ここから松島が鬱陵島であるという情報を得ていたはずの韓国外部が「ダジェレート」「マツシマ」が鬱陵島であることを理解していない可能性が指摘される。

ところが本件に遡ること約1年半の1896年9月、朝鮮政府は豆満江上流地域・鴨綠江上流地域・鬱陵島・茂山の森林伐採権をロシアの会社に25年間譲渡した。そして1897年の伐木に関するロシア側外交文書で鬱陵島は、「о-вЪ Дажелеть」(ダジェレート島)(808号文書)、「островЪ Дажелеть(Уль-лен-до)」(ダジェレート(ウルリェンド)島)(824号文書)、「островЪ Уль-лен-до(Дажелеть)」(ウルリェンド(ダジェレート)島)(858号文書)と表記された。大韓帝国外部はいずれも「鬱陵島」と漢訳しており、従ってダジェレートが鬱陵島であることは1896年の時点で当然認識されていなければならない²²。しかも遭難事件の1年後の1899年、ロシアはまた鬱陵島の伐木を巡って韓国側と外交文書を交わしている。その中で再び鬱陵島は「островЪ Дажелеть」(ダジェレート島)(1429号文書)²³、「островЪ Дажелеть(ульленъ-до)」(ダジェレート(ウルリェンド)島)(1460号文書)²⁴と表記されたが、韓国外部は再びどちらも「鬱陵島」と漢訳した。

以上のことから、伐木事件と遭難事件、どちらも同じ島(鬱陵島)でありながら3つの島名(ダ

¹⁹ 朝鮮日報電子版2004年1月15日付記事「[「独島は韓国領土」表記 1894年のフランス地図発見]」。この地図から、フランス人が「I: Ouen-San」=于山島が鬱陵島の別名であるとの認識を持っていたことが分かる。

²⁰ 李奎遠『啓本草』壬午(1882年)5月5日条に「彼曰 日本帝國地圖 又有輿地全圖 皆稱松島也」、5月6日条に「海邊石徑上 有倭標木 長六尺廣一尺 明治二年二月十三日 岩崎忠助建之 又於右邊 書以大日本帝國松島榎谷 果若倭人間情也」などと記録されている。

²¹ 大韓民国外務部政務局『獨島問題概論』1955年、11頁

²² 高麗大学校亜細亞問題研究所 前掲書(注6)、400-446頁

²³ 高麗大学校亜細亞問題研究所『旧韓国外交文書』18巻ロシア編2、1969年、151頁

²⁴ 同上、178-179頁

ジュレー島、鬱陵島、松島)が混在し、大韓帝国政府が「マツシマ」を当初日本の島と誤認し、後に鬱陵島のことであると認識してゆく様子が看取される。

なお、現在韓国政府が現竹島の別名であると主張する于山島は、官製地図『鬱陵島図形』(1711年)、同方眼入り「鬱陵島図」『朝鮮地図』(1770年頃)、大韓帝国政府学部編輯局発行の経緯度線入り『大韓全図』(1899年)・『大韓輿地図』(1900年頃)等における記載から、鬱陵島東岸2~4kmにある竹嶼(韓国名竹島)であることが明確である。さらに明治期しばしば韓国側から抗議のあった日本人の鬱陵島渡航と退去要請には現竹島についての言及は皆無で、さらに伐木事件をきっかけになされた鬱陵島の郡への昇格(1900年)のための調査²⁵や、請議書²⁶にも鬱陵島の範囲に竹島を含んでいないなど、日本が竹島を公式に領土編入した1905年以前の韓国の史料に現竹島の領有を明確に証明するものが全く存在しないことから、当時の大韓帝国政府が朝鮮時代を通して、竹島を韓国領として認識していなかったことは明確である。

さらに、本件と直接関わりはないが、1033号文書において、大韓帝国政府外部が「我国人、在日本海中、遭風船傾」と書いた内容の公文書簡をロシア公使に送っていることに注目したい²⁷。当時の大韓帝国が日本の統治以前に、しかもロシアとの外交書簡の中で自ら「東海」ではなく、「日本海」という名称を使っていたという事実は、現在の韓国政府の『日本海』の名称が支配的になったのは20世紀前半の日本の帝国主義、植民地主義の結果である」という主張²⁸が成り立たないことを実証している。

(5)「Мацшима(マツシマ)」を「韓国松島」と翻訳した明治政府の認識

最後に、明治政府が遭難地点の島名を「韓国松島」としたことについて考察したい。日本側の史料は、外務省記録明治自三十年至明治三十一年『困難船及漂流韓国民の送還費用に関する外務省とのやり取りを収めた文書である。そのうち、甲房第八〇五號「韓国漂流送還報告」において、本事件の経緯が報告されている。そこには「韓曆三月十五日 釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途、風波ノ為メ韓国松島沖ニ漂流中、四月十四日、同所ヲ通過シタル露国汽船「ピータスボルグ」號ニ救助セラレ候由ニテ当港駐劄露国領事ヨリ右漂流韓国民ニ引渡方依頼シ来リ候ニ付」²⁹とあり、長崎駐在のロシア領事から連絡があったことが分かるが、韓国人遭難者の出発地が釜山で、鬱陵島へ向かっていたことが記載されており、韓国側のロシア語資料に比べより詳細である。この日本側史料にはロシアの文書が添付されておらず、実際の記載内容は不明であるが、韓国側史料(1031号文書)から推察するに、遭難船救助地点は原文には「Мацшима(マツシマ)」として記載されていた可能性が高い。韓国宛ロシア文書には鬱陵島という名称は使用されていないことから、「韓曆三月十五日 釜山ヨリ平海鬱陵島へ航行ノ途」

²⁵ 1900年5月から鬱陵島で日本人の活動を調査した禹用鼎の『鬱島記』(1900年)では、鬱陵島の範囲を「全島長可為七十里 広可為四十里 周廻亦可為一百四五十里」としており、現竹島が大韓帝国政府の意識になかったことが明確である。

²⁶ 1900年10月22日、議政府内部大臣の李乾夏は前期の禹用鼎の調査をもとに「鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守と改正することに関する請議書」を建議し、3日後の25日、大韓帝国は勅令41号をもって鬱陵島を郡へと昇格させた。現在韓国政府は勅令中の「石島」が現竹島であると主張するが、本請議書では、鬱島郡の範囲が縦が八十里、横は五十里となっており、現竹島が含まれないことは明確である。

²⁷ 高麗大学校亜細亜問題研究所 前掲書(注6)、548頁

²⁸ "Legitimacy for Restoring the Name East Sea". Republic of Korea Ministry of Foreign Affairs and Trade. 2009, p. 2

²⁹ 「ピータスボルグ」号はロシア文書にある「ペテルブルグ」号と思われる。

の部分の情報は、漂流民から直接得た情報であると推察される。漢字で書かれた漂流民の名簿にある「韓国江原道平海鬱陵島人」という情報、漢名表記が、ロシア・韓国どちらの史料にもないことから、そのことが裏付けられる。つまり、二島あるかのように記載された理由は、韓国人漂流民からの「鬱陵島」、ロシアからの「松島」という異なる名称での情報を各々記載したことによると推察される。

ところで、1881年に外務省が「松島」を鬱陵島とする結論を出したことは上述したが、日本製の海図『日本本州九州及四国附朝鮮』（1891年）や『朝鮮東岸』（1893年）に「鬱陵島（松島）」と記載されていることから、1890年代当時の日本政府も「松島」は鬱陵島であるとの認識であったことは疑いが無い。さらに「1894年の英国海軍の水路誌に依る」と序に書かれている水路部作成の『朝鮮水路誌』（1894年）においても、「鬱陵島（一名松島）」としている³⁰。（なお、本書の朝鮮東岸の項で「鬱陵島（一名松島）」の前に竹島が「リアンコールト列岩」として記載されていることを以て韓国側は日本政府が竹島を朝鮮領と認識していたと主張するが、朝鮮領土外の位置に存在するとされていた「ワイオダ岩」³¹に加えて、朝鮮海峡の項に対馬と壱岐の間の「東水道」さえ記載されている³²ことから明らかなように、海図のみならず水路誌もそもそも領有権とは無関係であり、実際その総記において朝鮮国の東限が東経130度35分と竹島を除外している³³。）

この「松島」の名称に関し、日本政府が「竹島外一島」を版図外であるとした太政官の指令（明治10（1877）年4月）をもって日本が松島（現竹島）を韓国領とした、と韓国側は主張する³⁴。しかし、明治14（1881）年から15年における島根県、内務省、そして外務省の間の、鬱陵島での伐木事件に関してこの指令を議論する交換文書と通達を含む関連史料³⁵—それは、「松島開墾之儀」を伺うもので、問題の「十年四月御指令」、つまり四年前の太政官指令の内容に変更がない（「松島の義は最前指令の通本邦関係無」³⁶）ことを確認するものであった—により、明治14年の時点で明治政府は、明治10年の太政官指令が版図外としたのは、当時竹島とも松島とも呼ばれていた鬱陵島一島と考えていたことは明らかである³⁷。さらに、1882年の李奎遠の検察の後、朝鮮国政府が外務卿井上馨に再び抗議したため、井上は北澤の『竹島版図考』を添え、太政大臣三條實美に「蔚陵島（我邦人竹島又は松島と唱ふ）」への渡航を禁じることを具申する。それを受けて明治16年3月31日、内務省は全国の各府県長官宛てに「北緯三十七度三十分西経八度五十七分（東京本丸天守臺ヨリ起算）二位スル日本称松島一名竹島」への渡航を禁ずるとの訓令を出した³⁸。これらのことから明らかなように、江戸時代に現竹島の名称であった「松島」は、明治政府内では鬱陵島の名称として主に使われていた。「松島」とあれば現竹島に置き換えて論じようとする姿勢は、史実に忠実とは言えない。

以上のように、1898年における日本海の松島は鬱陵島で韓国の帰属である、ということが当時の外務省を始めとする明治政府の認識であり、それは史実とも現在の日本政府の主張ともならぬ齟齬

³⁰ 水路部『朝鮮水路誌』、1894年、257頁

³¹ 同上、257-258頁

³² 同上、250-251頁

³³ 同上、1頁

³⁴ 大韓民国政府『獨島は韓国の領土』2010年、4頁

³⁵ 外務省『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻之儀ニ付伺 自明治十四年七月至明治十六年四月』

³⁶ 島根県『明治十四年、明治十五年県治要領』明治15年1月条

³⁷ 杉原隆「「竹島外一島之儀本邦関係無之について」再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-」Web竹島問題研究所2009年11月6日。

³⁸ 『公文録』第十三卷 明治十六年三月四月、公第二七二号

を生じない。「韓国漂流民送還報告」において外務省が松島を「韓国松島」としたのは鬱陵島を指してのことであり、この記述により「松島（竹島/独島）は日本の版図外であった」などと言うことはできない。

おわりに

以上、明治31（1898）年4月に発生した韓国船の遭難事件を巡る日韓両国の関係資料を再検討し、これまであまり研究されなかったロシア語の資料の検討を含め遭難発生場所である「松島」の比定を試みた。また、ロシアをはじめとする西洋と日韓両国の「松島」に関する当時の認識についてそれぞれ考察を試み、竹島に関する認識も検討した。

その結果、事件発生地点の「松島」は鬱陵島であって現竹島ではないこと。当時のロシア帝国のいう「Мацушима（マツシマ）」は鬱陵島を指していたこと。大韓帝国政府はロシアと公簡をかわしていくうちに「日本松島」が鬱陵島であるとの認識に至る様子がみられること。日本の明治政府が「韓国松島」としたことは当時の認識「朝鮮国蔚陵島即竹島松島」と一致しており、鬱陵島を松島としていた西洋各国の認識とも一致すること、をそれぞれ確認した。

結論として、救助地点は鬱陵島であり、「韓国松島」という表現をもって、明治政府が現竹島を日本の版図外とし韓国領と認識していたという主張は成り立たないことが立証された。

なお、今後の課題として、漂流民の名前や人数が三国の史料間で多少異なることから、より正確な事件の理解には高麗大学の翻刻ではなく原資料を検討する必要があること、また、韓国政府に請求するために長崎県知事が計算した費用についてどのような処理がなされたか、日韓政府の間でどのようなやり取りがあったか調べること、等を挙げておく。（ただし、明治34（1901）年2月13日付で、公使林権助から外部大臣朴齊純へ1898年以来の漂流民償還費用の支払いを督促する書簡がある³⁹。）さらに、竹島問題を論じるうえでロシアやフランスなどの関係諸外国の認識を示す史料は重要であるにもかかわらず、一部を除き関連の研究は多くはない。今後さらに西洋諸国史料の検討が進むことを期待したい。

³⁹ 高麗大学校亜細亜問題研究所『旧韓国外交文書』5巻日本編1968年、288頁

表 1898(明治 31)年韓国船遭難事件の経緯

| 月日 (新暦) | | 資料番号 |
|---------|---|--------|
| 4月5日 | 韓曆3月15日 江原道鬱陵島人46名が釜山を出発 | 甲房 805 |
| 4月14日 | 「マツシマ」沖に難破漂流中、露国汽船「ピータルスボルグ号」により救助 | 〃 |
| 4月29日 | ロシアから大韓帝国へ難破船救助を通知(露公使マチューニン→韓国外部大臣趙秉稷) | 1031 |
| 4月30日 | 韓国外部大臣趙秉稷がロシア公使マチューニンへ謝礼を照覆 | 1032 |
| 5月2日 | 韓国から再び謝礼(趙→マチューニン) | 1033 |
| 5月5日 | 韓国政府の謝意をドゥバーソフへ伝達した事を伝える(マチューニン→趙) | 1048 |
| 5月6日 | 「ピータルスボルグ号」より、長崎県庁に引渡し | 甲房 805 |
| 5月7日 | 露国汽船「バイカル号」により、釜山へ出発。 | 〃 |
| 5月16日 | 長崎県庁から東京の外務大臣に報告(長崎県知事小松原英太郎→外務大臣西徳二郎) | 〃 |
| 5月17日 | ロシアから韓国側へ名簿伝達(マチューニン→趙) | 1072 |
| 5月23日 | 遭難韓国人の名簿送付に対する謝礼と当時の状況詳示要望(趙→マチューニン) | 1082 |
| 5月28日 | 遭難韓国人の当時の状況詳示依頼に対する照覆(マチューニン→趙) | 1091 |

注 甲房 805 : 『困難船及漂民救助雑件』韓国之部第八卷

他 : 『旧韓国外交文書』17巻ロシア編